

# 後志胆振国有林の 地域別の森林計画書

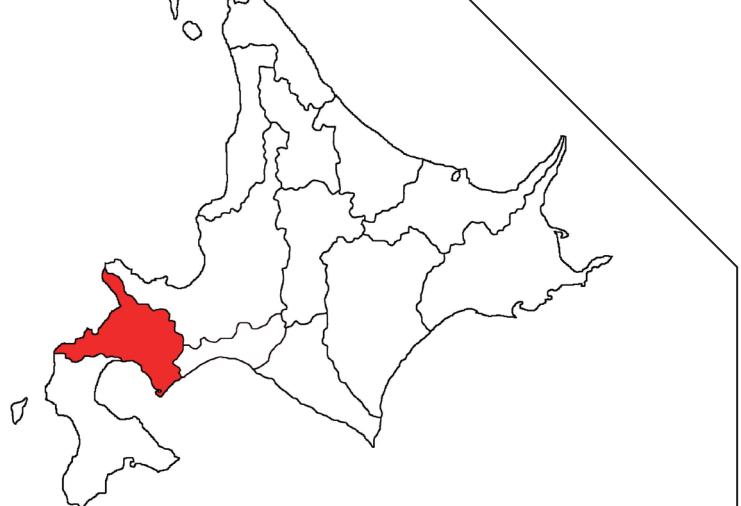
(後志胆振森林計画区)

計画期間 自 平成25年4月 1日 至 平成35年3月31日

樹立年月日：平成24年12月21日

北海道森林管理局

## 後志胆振森林計画区の位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森 林 計 画 区 界	
市 町 村 界	
振 興 局 界	
森 林 管 理 署	

## は　し　が　き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、後志胆振森林計画区に係る国有林について、公益的機能別施業森林の区域及び施業方法、並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

## 目 次

### I 計画の大綱

1 森林計画区の概況 -----	1
(1) 位 置	
(2) 自然的背景	
(3) 社会経済的背景	
(4) 森林・林業・木材産業の概況	
2 前計画の実行結果の概要及びその評価 -----	2
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 -----	4

### II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 -----	5
------------------------	---

#### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 --	6
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項 -----	10

#### 第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	10
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項 -----	13
(1) 人工造林に関する事項	
(2) 天然更新に関する事項	
(3) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項 -----	15
(1) 間伐の標準的な方法	
(2) 保育の標準的な方法	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	18
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	
(2) その他必要な事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 -----	19
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
(4) その他必要な事項	

6 森林施業の合理化に関する事項 -----	2 1
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
(4) その他必要な事項	

#### 第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項 -----	2 1
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項 -----	2 3
(1) 保安林の整備に関する事項	
(2) 保安施設地区に関する事項	
(3) 治山事業に関する事項	
(4) その他必要な事項	
3 森林の保護等に関する事項 -----	2 3
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	

#### 第5 計画量等

1 伐採立木材積 -----	2 5
2 間伐面積 -----	2 5
3 人工造林及び天然更新別の造林面積 -----	2 5
4 林道の開設及び拡張に関する計画 -----	2 5
5 保安林整備及び治山事業に関する計画 -----	2 5
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	

#### 第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 -----	2 6
2 その他必要な事項-----	2 9

### III 別 表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法 -----	1
別表2 林道の開設及び拡張に関する計画 -----	5
別表3 実施すべき治山事業の数量 -----	6
別表4 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 -----	7

## (附) 参考資料

1 森林計画区の概況	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積 -----	1
(2) 地況 -----	1
(3) 土地利用の状況 -----	3
(4) 産業別就業者数 -----	3
2 森林の現況	
(1) 齢級別森林資源表 -----	4
(2) 制限林普通林別森林資源表 -----	9
(3) 市町村別森林資源表 -----	10
(4) 制限林の種類別面積 -----	15
(5) 樹種別材積表 -----	18
(6) 荒廃地等の面積 -----	18
(7) 森林の被害 -----	18
3 林業の動向	
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況 -----	19
(2) 林業事業体等の現況 -----	20
(3) 林業労働力の概況 -----	20
(4) 林業機械化の概況 -----	21
4 前期計画の実行状況	
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積 -----	22
(2) 間伐面積 -----	22
(3) 人工造林・天然更新別面積 -----	22
(4) 林道の開設及び拡張の数量 -----	22
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画 -----	23
5 林地の異動状況	
(1) 森林より森林以外への異動 -----	23
(2) 森林以外より森林への異動 -----	23
6 森林資源の推移	
(1) 分期別伐採立木材積等 -----	24
(2) 分期別期首資源表 -----	25

## I 計画の大綱

### 1 森林計画区の概況

#### (1) 位 置

北海道の南西部の後志総合振興局管内中南部と胆振総合振興局管内西部に位置する。

#### (2) 自然的背景

##### ア 地 勢

本森林計画区は、東部はオロフレ山、ホロホロ山、無意根山等の山稜、北部は積丹半島の脊梁山地、南部は内浦湾からの狩場山地に囲まれ、西部は日本海に面している。

主な河川は、尻別川、朱太川が日本海に注ぎ、長流川が内浦湾に注いでいる。

##### イ 地質及び土壤

地質は、第三紀層、第四紀火山（新規火山、開折火山）、変折安山岩及び安山岩が主な基底となっている。

土壤は、主に褐色森林土が広く分布するほか、黒ぼく土、未熟土が見られる。

##### ウ 気 候

気候は、年平均気温は約8°C、年間降水量は約1,300mmとなっている。

また、日本海側は冬の北西季節風が強く、羊蹄山麓地域は道内でも有数の豪雪地帯となっている。

#### (3) 社会経済的背景

##### ア 市町村の構成

3市12町5村から構成され、国有林は3市10町4村に所在している。

##### イ 人 口

約269千人（平成22年国勢調査）で、全道の約5%となっている。

##### ウ 産 業

農業は、野菜、果樹、水稻、畜産などの生産が盛んである。

水産業は、日本海側ではホッケ、内浦湾側ではホタテ貝の漁獲量が多い。また、近年は、漁業資源の維持・造成を図るため、ウニ等の稚苗放流やサケ・マス等のふ化放流が行われている。

観光については、火山や湖沼、森林、海岸などの自然美に富んだ景勝地が多く、支笏洞爺国立公園、ニセコ積丹小樽海岸国定公園及び狩場茂津多道立自然公園を有しているとともに、スキー場や温泉が豊富にあること等から、数多くの観光客が訪れている。

#### (4) 森林・林業・木材産業の概況

##### ア 森林・林業

森林面積は、土地総面積の約73%の324千haで、全道森林面積の約6%を占め、このうち、林野庁所管の国有林が129千haとなっている。

森林蓄積は、全道の4%を占める28,948千m<sup>3</sup>であり、このうち国有林は11,337千m<sup>3</sup>となっている。国有林のha当たり蓄積は97m<sup>3</sup>で、全道平均132m<sup>3</sup>を下回っている。

人工林率は20%で、全道平均27%を下回っており、国有林は13%となっている。

#### イ 木材産業

平成23年度の製材の原木消費量は、全道の2%を占める31千m<sup>3</sup>で、このうち針葉樹が92%、広葉樹が8%となっている。また、製材出荷量は、全道の2%を占める15千m<sup>3</sup>で、用途別では梱包材が21%となっている。

チップの原料消費量は、全道の3%を占める50千m<sup>3</sup>で、このうち針葉樹が44%、広葉樹が56%となっている。

#### ウ 林業事業体等の現況

平成22年度末現在の林業事業体は、森林組合を除き、造林業では16業者、素材生産業では12業者となっている。森林組合は、3組合が組織されており、組合員数は2,523人となっている。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積については、おおむね計画どおり実行された。

人工造林・天然更新別面積については、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進及び風倒被害地の復旧を重点的に図った結果、更新量が増加したものである。

間伐面積については、伐採実行材積が計画量を上回る見込みであったことから、優先度の高いものから実行した結果、実行面積の減となった。

林道の開設又は拡張の数量については、利用区域内の事業実行の時期等を踏まえ、優先度の高いものから実行した結果である。

保安林の指定または解除については、前計画において計画がなかった。

治山事業の渓間工・山腹工はおおむね計画どおりに推進され、本数調整伐については、緊急性を勘案のうえ推進したところ、実行面積の増となった。

### (1) 伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区分	伐採立木材積						
	計画			実行			実行歩合
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	総数
総数	15	105	120	5	127	132	110%
針葉樹	15	103	118	3	113	116	98%
広葉樹	0	2	2	2	14	16	800%

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分（H20～24年度）である。

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積 : ha

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
0	1,058	-	0	25	-	0	1,033	-

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分（H20～24年度）である。

(3) 間伐面積

単位 面積 : ha

計 画		実 行		実行歩合	
9,414		4,321		46%	

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分（H20～24年度）である。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 距離 : km

区分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	5	4	80%	9 箇所	6 箇所	67%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分（H20～24年度）である。

(5) 保安林の整備

単位 面積 : ha

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	-	-	-	-	-	-
水 源 涵 養	-	-	-	-	-	-
土 砂 流 出 防 備	-	-	-	-	-	-
防 風	-	-	-	-	-	-

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分（H20～24年度）である。

## (6) 治山事業

主な工種	計画	実行	実行歩合
溪間工(箇所)	24	27	113%
山腹工(箇所)	15	23	153%
植栽工(ha)	-	-	-
本数調整伐(ha)	117	1,320	1,128%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H20~24年度)である。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の有する公益的機能の発揮に対する国民の期待は引き続き強いものであるとともに、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止のみならず、生物多様性の保全などますます多様で重層的なものとなってきている。

北海道の森林は、これらの役割、特に北海道の美しく雄大な景観の形成、豊かな野生生物の生育・生息環境の確保の上で大きな役割を果たしている。

とりわけ、北海道の土地総面積の約39%、森林面積の約55%を占める国有林の果たすべき役割が大きなものとなっている。

特に生物多様性保全については、森林の整備にあたり、渓畔周辺の保全等による森林生態系のネットワークの形成や、樹種や林齡等の異なるさまざまなタイプの森林が分散的に配置されるよう努めるなど、森林の状態や変化に応じ、多種多様な生物相を安定的、長期的に支える視点に配慮することとする。

このような森林の有する公益的機能をより一層発揮させるとともに、さらには、民有林と国有林が連携し、周辺民有林も含めた面的な機能発揮や、森林・林業の再生に向けた国有林野の資源、フィールド、人材等の積極的な活用を図っていくこととする。

特に、本森林計画区では、以下のような森林づくり等について取り組んでいくものとする。

- ① 地域の水源として、また、漁場の保全等に資する観点で重要な役割を担っていることから、水源涵養機能の持続的発揮に向けた森林整備を推進する。
- ② 天然記念物であるクマゲラや希少種であるクマタカ・オオタカ等の生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。
- ③ 生物多様性の確保の観点から、国民参加によるブナ林の復元の取組を引き続き推進するとともに、地域と連携した高山植物等希少植物の保護の取組を推進する。
- ④ 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、人工林における間伐並びに増加する高齢級の人工林における複層林施業等を積極的に推進する。
- ⑤ 計画を効率的に実施し、地域の森林の一体的かつ総合的な整備及び保全を推進するため、民有林・国有林間で密接な連絡調整を図るとともに、森林整備協定の締結、森林共同施業団地の設定及び公益的機能維持増進協定等の取組を推進する。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積 : ha

区分	面 積	備 考
総 数	1 2 9 , 1 0 3 . 3 1	官行造林 1 2 9 . 6 0 haを含む。
市町村別内訳	室蘭市	6 2 3 . 2 4
	登別市	1 0 , 3 7 9 . 9 9
	伊達市	1 8 , 4 4 3 . 7 9
	島牧村	3 2 , 9 4 9 . 6 6
	寿都町	1 , 8 8 4 . 4 5
	黒松内町	4 , 0 0 5 . 9 5
	留寿都村	1 , 5 0 6 . 2 4
	喜茂別町	4 , 4 6 6 . 0 5
	京極町	8 , 2 0 0 . 5 8
	俱知安町	5 , 6 6 6 . 7 3
	共和町	1 0 , 6 6 2 . 5 3
	岩内町	4 , 3 3 0 . 3 9
	泊村	5 , 8 8 3 . 1 9
	神恵内村	1 2 , 5 9 2 . 7 2
	豊浦町	1 1 2 . 2 2
	壯瞥町	6 , 3 3 4 . 7 8
	洞爺湖町	1 , 0 6 0 . 8 0

注 1) 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。

2) 森林計画図は、北海道森林管理局計画課、北海道森林管理局函館事務所及び後志森林管理署に備え置く。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を高度に発揮させる上で望ましい森林の姿は、次のとおりである。

##### ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

##### イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

##### ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

##### エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

##### オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

##### カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。

##### キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林G I Sの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案のうえ、育成单層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な管理・保全等に加え、山地災害等の防止対策や病害虫及び野生鳥獣等による森林被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

なお、森林の管理経営に欠くことのできない施設である林道等の整備に当たっては、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道等の配置状況等を考慮し、農山村地域の振興にも資する整備に努めるとともに、既設の林道等については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るために、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備や保安林制度の適切な運用を図ることとする。その上で、流域保全の観点から、関係機関が連携した取組等を通じて、山地災害の減災に向けた事業の実施を図る。その際、環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努める。

なお、森林の整備及び保全の推進に当たっては、多種多様な生物の生育・生息地として生物多様性の保全や国民のニーズ等に十分配慮するとともに、森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、間伐等の森林整備の着実な実施や保安林等の適切な管理・保全等により、吸収源・貯蔵庫としての機能を十全に発揮できるよう努めるものとする。

森林の有する各機能を踏まえ、それぞれの機能の維持増進を図るための森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

### ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、立地条

件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

#### イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備のための森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

#### ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

#### エ 保健・レクリエーション機能

觀光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

#### キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積 : ha

区分		現況	計画期末
面積	育成单層林	16,321	15,997
	育成複層林	10,742	11,066
	天然生林	89,480	89,480
森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)		97	100

注) 育成单層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林：森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

## 2 その他必要な事項

### ア 水源涵養機能等の持続的発揮に向けた森林整備

河川の上流域に位置する国有林は、地域の水源として、また、漁場の保全等に資する観点で、特に水源涵養機能の発揮への期待が高い。

このため、将来の森林の姿を見据えた面的な広がりで森林を取り扱うことに留意して、①将来とも育成単層林として維持していく林分については、資源の循環利用も考慮した帯状伐採等の施業、②将来、育成複層林に誘導していく林分については、複層林、針広混交林等の誘導に向けた下層の光環境の確保、下層植生等の導入・育成に配慮した施業等を行っていくものとし、流域全体で水源涵養機能が持続的に発揮されることを目指すものとする。

特に、それぞれの施業目的に応じた間伐を重点的に行い、地球温暖化防止にも貢献していくとともに、路網を基幹として施業の集約化等を推進し、森林資源の有効利用を進めていくものとする。また、地域との連携・協働による水源林整備も積極的に進める。

なお、取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所については、特に留意し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、渓流沿いについては、渓流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、おおむね50m以上の保護樹帯を設置する。

### イ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

国の天然記念物に指定されているクマゲラや「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカ等の生息の把握に努め、生息状況に応じて森林を適切に取り扱っていくものとし、これら希少鳥類の生息環境の保全を図る。

### ウ 生物多様性の確保に資する「北限のブナ復元」の取組の推進

本森林計画区は、自生するブナの北限地帯であり、豊かな自然環境を有した地域であるが、ブナが優勢でない林相に改変している森林も存在している。このため、生物多様性の確保に資する観点から、健全な森林への改善を目指すこととし、地域住民、NPO等の参加も得たブナ林復元の取組を進める。

また、森林構成の多様性に富んだ天然生林については、伐採の計画は行わないものとする。

## 第3 森林の整備に関する事項

### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1「森林の整備及び保全の目標その他の森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の巣、餌場、

隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

#### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

##### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

##### イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

#### (2) 立木の標準伐期齢

主要な樹種の標準伐期齢は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ、アカエゾマツ トドマツ	60 50
	カラマツ、グイマツ	30
	その他針葉樹	40
	カンバ、ドロノキ、ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
	主として天然更新によって生立する針葉樹 " 広葉樹	60 80
天然林	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

### (3) その他必要な事項

- ア 水源涵養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、育成複層林施業を積極的に推進することとし、人工林における針葉樹と広葉樹が混交した保護樹帯の整備やモザイク状の森林への誘導のために行う抜き伐り及び小面積区域伐採、高齢級の常時複層林へ誘導するための上層木の抜き伐りを実施する。
- イ 伐採箇所の選定に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮し行うものとする。
- ウ 伐採、素材の集積場等に当たっては、枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう引き続き、木材の流出防止等必要な措置を講ずるとともに、土砂の流出が生じないよう十分配慮する。

### エ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

#### (ア) クマゲラ

営巣木が確認された場合は、営巣木を中心に、おおむね半径50m以内を「営巣木保護区域」、おおむね半径500m以内を「緩衝区域」として設定する。

営巣木保護区域においては、営巣木の伐採は行わない、営巣木周辺では弱度の抾伐、間伐以外の伐採は行わないとともに、産卵・抱卵・育雛期間（4～6月頃）は立ち入りを控え、騒音の発生を防止する。

緩衝区域においては、伐採は抾伐及び間伐を原則とし、機能区分に基づき皆伐が必要な場合は面積5ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

（具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成18年6月29日付け18北計第27号）による。）

#### (イ) クマタカ・オオタカ

営巣木が確認された場合は、クマタカについては営巣木から半径500m程度、オオタカについては半径250m程度の「営巣中心域」を設定する。また、クマタカ・オオタカとともに、営巣木から半径2km程度の「高利用域」を設定する。

営巣木から半径50m程度は、原則として伐採は行わない。

営巣中心域では、営巣の確認のため以外は入林せず、間伐等の実施は非営巣期（クマタカ：9～1月、オオタカ：8～2月）に行い、皆伐が必要な場合は1ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

採餌場の確保に配慮するため、高利用域内の人工林において皆伐を行う場合には、面積を5ha以下にするとともに、分散配置に努める。

（具体的な取扱いは、「クマタカ、オオタカ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成19年3月28日付け18北計第147号）による。）

また、このほかの希少野生生物についても、その生育・生息の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

## 2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工植栽によることとする。

### (1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行う。

#### ア 人工造林の対象樹種

適地適木を基本として、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定するものとする。

また、育成複層林施業を導入する林分については、自然的条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

#### イ 人工造林の標準的な方法

##### (ア) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を基準とするが、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。

樹種	基準本数(本／ha)
トドマツ	3, 000
アカエゾマツ、エゾマツ	3, 000
カラマツ、グイマツ	2, 500
広葉樹	4, 000
クロマツ（海岸林）	10, 000
その他針葉樹	3, 000

注) 複層林施業における植栽本数は、上層木の配置状況により、有用天然木を含め概ね1,500～2,000本／haを目安とする。

#### (イ) その他人工造林の標準的な方法

人工造林は、気象その他の立地条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。また、天然力の活用に配慮しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況に応じ、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、春又は秋とするが、極力乾燥期は避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

なお、人工下種は、自然的条件等天然更新が期待できない箇所で、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

#### (2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

#### ア 天然更新の対象樹種

適地適木を基本とし、自然的条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種とする。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

#### イ 天然更新の標準的な方法

天然更新の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

a 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため刈払い等を実施する。

b 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度天然更新補助作業を行う等により確実に更新を図る。

c 植込み及びまき付け等

天然稚幼樹の生育状況や天然下種更新の可能性を考慮し、必要な場合は、植え込み、まき付けを行う。

なお、広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。

また、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

(3) その他必要な事項

ア 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。

イ 生物多様性の確保に資する「北限のブナ復元」の取組の推進

本来、ブナが優勢していた森林で、笹生地や疎林化等した林分において、ブナを主体とする健全な森林に復元するため、復元する地域、目標林型等を明確にした上で、必要な施業（植込み、下刈等）を行っていくとともに、モニタリング・検証を実施していくものとする。

### 3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

なお、実施に当たっては、高性能林業機械を活用して効率的なものとなるよう努めるものとする。

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2回	3回		
トドマツ	7齢級 (31~35年)	9齢級 (41~45年)	11齢級 (51~55年)	初回、2回目は原則列状間伐とし、3回目以降は列状、定性、定量、上層間伐のいずれか（併用も含む）を選択。	35%を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	8齢級 (36~40年)	11齢級 (51~55年)	14齢級 (66~70年)		
カラマツ、グイマツ	4齢級 (16~20年)	6齢級 (26~30年)	8齢級 (36~40年)		
その他針葉樹	6齢級 (26~30年)	8齢級 (36~40年)	10齢級 (46~50年)		
広葉樹	6齢級 (26~30年)	9齢級 (41~45年)	—		

## (2) 保育の標準的な方法

### ア 保育の種類

下刈、つる切、除伐等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

イ 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりである。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈	カラマツ	○	◎	○	○												
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ	○	◎	◎	○	○	○	○									
つる切・除伐	カラマツ						←	○	△	○	△	△	△				
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ								←	○	△	○	△	→			

注 1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈の○は1回刈、◎は2回刈を示す。

3) つる切、除伐の一〇一〇一は標準年次と範囲を示している。

△は、くず・つる等の繁茂が著しい箇所に適用する。

### ウ 保育の作業方法

#### a 下刈

下刈については、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる性植物の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

c 除 伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために行うものとする。

実施に当たっては、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成することとする。

また、つる性植物の繁茂状況を勘案し、極力つる切と併行させ効率的に実施する。

d 除伐Ⅱ類

目的樹種の本数密度が現に過密となっている林分、又は第1回目までの間伐までに調整を行わないと過密となることが予想される林分を対象に、目的樹種間の競争緩和を目的に実施する。

伐採木は、成長不良木、形質不良木等を対象とする。

(3) その他必要な事項

ア 森林の有する公益的機能を高度に發揮させつつ資源の有効活用を進める観点から、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、人工林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進する。このため、できる限り簡易で壊れにくい森林作業道等による路網整備を進めるとともに、ハーベスター等高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムによる間伐の普及を推進する。

イ 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、人工林における間伐等を推進する。

ウ 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮する。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については別表1のとおり定める。

###### ア 公益的機能別施業森林の区域

###### ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。

###### ② 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

###### (ア) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能・土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。

###### (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

###### (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

###### イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

###### ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の延長とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の

適確な生育)を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、抾伐による複層林施業、複層林施業(抾伐によるものを除く)を推進する。

② 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、抾伐による複層林施業、複層林施業(抾伐によるものを除く)など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業を推進する。

(2) その他必要な事項

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることから、公益的機能別施業森林の区域の別を問わず、その土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等については、その生態系の維持保存に特に配慮した適切な施業に努める。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとし、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

さらに、森林共同施業団地においては民有林林道等との連結など、効率的な路網の整備に配慮することとする。

### ○基幹路網の現状

単位 延長 : km

区分	路線数	延長
基幹路網	119	486
うち林業専用道	1	2

注) 林業専用道は平成23年度から新たにできた区分であり、それ以降に開設されたものを計上する。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう次表に示す路網密度を基準に路網を整備する。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 : m/ha

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 ( 0° ~ 15° )	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地 ( 15° ~ 30° )	車両系作業システム	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地 ( 30° ~ 35° )	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	15 以上	15 以上
急 嶽 地 ( 35° ~ )	架線系作業システム	5 以上	5 以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壤等関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は土地の保全に支障が生ずる林分とする。

該当なし。

(4) その他必要な事項

ア 林道の開設に当たっては、林道規程に基づく規格構造を遵守するとともに、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の施設を設置する。また、林道通行に対する安全確保のために必要な標識等の交通安全施設の整備に努める。

イ 林道工事におけるクマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

林道工事の実施に当たっては、1の(3)のエにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

## 6 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的な発注、経営の安定強化のための指導、機械化の促進等の指導を図る。

これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

### (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備や木材生産の効率化を図るため、チェーンソーとトラクタによる従来型の作業システムに替わる高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムを推進する。

### (3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

流域森林・林業活性化協議会等への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

### (4) その他必要な事項

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムによる搬出間伐の実施、森林バイオマスの有効活用、国有林の有するフィールド・技術力を活用したフォレスター等の人材育成及び林業技術の開発・普及に率先して取り組むほか、地方公共団体等との間における森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定、公益的機能維持増進協定による民有林支援の取組を推進するなどにより、流域の森林・林業の再生に向けて国有林の役割を継続的に果たしていくこととする。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更に当たっては、目的に応じて、その規模、態様等について、実施地区及び周辺の状況、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。

特に、森林作業道等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、渓流沿いの森林作業道等の設置は、極力避けるものとする。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工など必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積 : ha

森林の所在		面 積	留意すべき事項	備 考
市町村	区域			
総 数		123, 547 (130)		
室蘭市		615		水涵
登別市		10, 233		水涵、その他
伊達市		15, 805 (21)		水涵、土崩、土流、その他
島牧村		32, 684		水涵、土崩、土流、干害、その他
寿都町		1, 860		水涵、土流
黒松内町		3, 850		水涵、土流
留寿都村		434		水涵
喜茂別町		4, 456		水涵
京極町		8, 184		水涵、土流、その他
俱知安町		5, 425 (72)		水涵
共和町		10, 624 (37)		水涵、その他
岩内町		4, 001		水涵、土崩、土流
泊村		5, 737		水涵、土崩、その他
神恵内村		12, 252		水涵、土崩、土流、干害、その他
豊浦町		92		魚つき
壯瞥町		6, 257		水涵、土流、その他
洞爺湖町		1, 038		水涵、土流、その他

注 1) 備考欄の「水涵」は水源涵養保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「干害」は干害防備保安林、「魚つき」は魚つき保安林、「その他」は砂防指定地、地すべり防止地区、山地災害防止地区である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

3) ( ) 書きの数値は官行造林で内書きである。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

指定の基準

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壤等の自然的条件から判断して搬出方法を特定しなければ、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障を及ぼす林分とする。

該当なし。

(4) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壤緊縛力を強化するため、育成複層林施業等を推進することとする。

## 2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進する。

(2) 保安施設地区に関する事項

保安施設地区については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため森林の造成事業又は森林の造成もしくは維持に必要な事業を行う必要がある森林又は土地について、指定する。

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るために、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。

(4) その他必要な事項

ア 噴火による火山性崩壊地の復旧

有珠山の噴火（平成12年）による火山性崩壊地については、土砂の流出防止、森林復旧による水源涵養機能の向上などを目的に、地域の理解を得ながら引き続き整備を進める。

イ 治山工事におけるクマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

治山工事の実施に当たっては、第3の1の(3)のエにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

## 3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努め

るとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

#### (2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく「特定鳥獣保護管理計画制度」を受けて北海道が策定した「エゾシカ保護管理計画」に基づく個体数調整に協力するとともに、平成20年2月の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の施行を受けて、市町村における被害防止対策実施のための被害防止対策協議会に参画する中、関係機関等と連携を図ることとする。また、生息状況、被害動向等について情報収集を行うとともに、狩猟機会の拡大等の取組を推進し、主体的・直接的に被害の軽減に努めることとする。

#### (3) 林野火災の予防の方針

山火事は、都市近郊林、自然公園等、利用者の多い地域に発生していることから、森林巡視等による適切な森林管理を行う。

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施する。また、春先の乾燥時期には巡視を強化するとともに、保護標識等を設置して一般入林者に対する普及啓発を図る。

#### (4) その他必要な事項

レクリエーション等を目的とした森林の保健・文化・教育的利用をはじめとして、森林の有する多面的な機能の発揮に対する期待が高まっており、森林の適正な保護と管理が重要となってきている。国有林の中で、利用者が多く見込まれる地域にあっては、現地の実態に即し森林の巡視を適切に実施するとともに、森林の産物の盗採等の森林法違反行為及び廃棄物等の不法投棄の未然防止並びに森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みが集中し、植生が荒廃するおそれの高い地域では、植生保全のための巡視や一般入林者に対するマナー啓発などの活動を実施する。植生荒廃が確認された森林については、植生の復元や標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、裸地化防止措置等を行うものとする。

クマゲラ、クマタカ・オオタカが生息する森林については、林道や歩道からおおむね50m以内の範囲に営巣木がある場合には、必要に応じて、営巣木の箇所の特定に結びつかないよう林道入口等へ看板を設置し、入林の抑制等を行う。

なお、森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進する。特に、高山植物等の希少種の保護については、これら優れた自然環境を有する森林を維持・保存するため、入山禁止を含む必要な措置や移入種の排除のための取組について、ボランティア団体等とも連携して積極的に進める。

## 第5 計画量等

### 1 伐採立木材積

単位 材積 : 千m<sup>3</sup>

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	288	277	11	85	79	6	203	199	5
前半5カ年の 計画量	144	139	5	30	27	3	114	111	3

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

### 2 間伐面積

単位 面積 : ha

区分	間 伐 面 積
総 数	5, 953
前半5カ年の 計画量	2, 738

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	768	996
前半5カ年の 計画量	172	487

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

別表2に示すとおり。

### 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

#### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

##### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面 積	前半5カ年の計画面積	備 考
保安林総数(実面積)	124, 190	124, 190	
水源涵養のための保安林	104, 647	104, 647	
災害防備のための保安林	19, 048	19, 048	
保健、風致の保存等のための保安林	11, 072	11, 072	

※ 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

- ② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等  
該当なし。
- ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積  
該当なし。
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当なし。
- (3) 実施すべき治山事業の数量  
別表3に示すとおり。

## 第6 その他必要な事項

### 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

- ア 制限林の所在及び面積  
別表4に示すとおり。

#### イ 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林ごとに定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

##### (ア) 主伐の方法

- a 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。
- b 伐採方法は、以下の3区分とする。
  - (a) 伐採種を定めない（皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの）
  - (b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は10m未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が0.05haを超えないもの）
  - (c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

##### (イ) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。
- b 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければならない。
- d 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
- e 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただ

し、その算出された数字が 10 分の 3 を超えるときは 10 分の 3 とする。(指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合については 10 分の 4 とする。)

(ウ) 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後において、その森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

(イ) 植栽の方法、期間及び樹種

- a 伐採跡地への植栽は、満 1 年生以上の苗を、おおむね 1 ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に行うものとする。
- c 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

## ウ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種 特別地域	(1) 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。
第二種 特別地域	(1) 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。 (5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。 (7) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第三種 特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

## エ 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いは次による。

区分	制限内容
史跡名勝天然記念物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

## オ 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け39林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区分	制限内容
鳥獣保護区 特別保護地区	(1) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 (2) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 (3) その他の森林にあっては伐採種を定めない。 (4) 地域別の森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 (5) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

## カ その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

## キ その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

## 2 その他必要な事項

ア 民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、森林の整備・保全の推進、緑環境の整備による雇用対策、道民との協働の森林づくりの展開に向けた取組を実施する。

## イ 生物多様性の確保に資する「北限のブナ復元」の取組の推進

健全なブナ林への復元に当たっては、公開により行い、国民の理解の促進に努めるとともに、モニタリング調査等の実施においては、地域住民、NPO等の参加も得て進めるものとする。

## ウ 森林環境教育の推進

森林の整備及び保全にあたっては、森林の持つ多面的機能の効用を享受している地域住民の理解が不可欠である。

このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供するなど、森林環境教育の推進を図る。

### III 別 表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

## 1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面 積	施業方法
総 数		128, 973. 71	
市町村別内訳	室蘭市	623. 24	【伐期の延長】
	登別市	10, 379. 99	【複層林施業（抾伐）】
	伊達市	18, 423. 15	【複層林施業（抾伐以外）】
	島牧村	32, 949. 66	
	寿都町	1, 884. 45	
	黒松内町	4, 005. 95	
	留寿都村	1, 506. 24	
	喜茂別町	4, 466. 05	
	京極町	8, 200. 58	
	俱知安町	5, 595. 16	
	共和町	10, 625. 14	
	岩内町	4, 330. 39	
	泊村	5, 883. 19	
	神恵内村	12, 592. 72	
	豊浦町	112. 22	
	壮瞥町	6, 334. 78	
	洞爺湖町	1, 060. 80	

※森林の区域（林小班）  
は、北海道森林管理局計画  
課に備え置く別冊のとおり  
である。

2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は  
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

- ①土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面 積	施業方法
総 数		19, 560. 57	
市町村別内訳	室蘭市	8. 50	【伐期の延長】 【複層林施業（択伐）】 【複層林施業（択伐以外）】
	登別市	226. 69	
	伊達市	656. 09	
	島牧村	8, 908. 02	
	寿都町	634. 45	
	黒松内町	1, 513. 19	
	留寿都村	-	
	喜茂別町	-	
	京極町	538. 90	
	俱知安町	33. 10	
	共和町	6. 03	
	岩内町	1, 414. 43	
	泊村	81. 53	
	神恵内村	4, 303. 29	
	豊浦町	106. 41	
	壯瞥町	838. 66	
	洞爺湖町	291. 28	

※森林の区域（林小班）  
は、北海道森林管理局計画  
課に備え置く別冊のとおり  
である。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面 積	施業方法
総 数		229.25	
市町村別内訳	室蘭市	-	【伐期の延長】
	登別市	-	【複層林施業（択伐）】
	伊達市	-	【複層林施業（択伐以外）】
	島牧村	43.51	
	寿都町	-	
	黒松内町	59.25	
	留寿都村	-	
	喜茂別町	-	
	京極町	-	
	俱知安町	20.08	
	共和町	-	
	岩内町	-	
	泊村	-	
	神恵内村	-	
	豊浦町	106.41	
	壯瞥町	-	
	洞爺湖町	-	

※森林の区域（林小班）  
は、北海道森林管理局計画  
課に備え置く別冊のとおり  
である。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面 積	施業方法
総 数		60,233.69	
市町村別内訳	室蘭市	230.03	【伐期の延長】
	登別市	3,174.17	【複層林施業（択伐）】
	伊達市	4,983.32	【複層林施業（択伐以外）】
	島牧村	17,794.08	
	寿都町	82.06	
	黒松内町	390.79	
	留寿都村	1,077.37	
	喜茂別町	2,773.42	
	京極町	5,127.85	
	俱知安町	3,596.85	
	共和町	4,331.58	
	岩内町	3,228.79	
	泊村	2,406.59	
	神恵内村	8,053.50	
	豊浦町	5.81	
	壯瞥町	2,778.31	
	洞爺湖町	199.17	

※森林の区域（林小班）  
は、北海道森林管理局計画  
課に備え置く別冊のとおり  
である。

別表2 林道の開設及び拡張に関する計画

## ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長 : km、面積 : ha

種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	対図 番号	備考
自動車道 (管理)	林業専用道	伊達市	田中工場の沢林道小錫の沢支線二の沢分線	4.1	343	○	2-4	
	林業専用道		若槻保護林線	2.4	211	○	2-5	
	林業専用道		稀府林道第一支線	2.0	95	○	4-7	
		小計	3 路線	8.5	649			
	林業専用道	寿都町	樽岸	3.0	417	○	3-6	
		小計	1 路線	3.0	417			
	林業専用道	共和町	中の川ワイス線	1.0	513	○	1-1	
	林業専用道		共和中の川	2.0	276	○	1-2	
		小計	2 路線	3.0	789			
	林業専用道	岩内町	当別川	0.9	506	○	1-3	
		小計	1 路線	0.9	506			
	林業専用道	壮瞥町	関内喜門別線	4.0	345	○	4-8	
		小計	1 路線	4.0	345			
管理 計			8 路線	19.4	2,706			
合 計			8 路線	19.4	2,706			

注) 開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む。

## イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

該当なし。

別表3 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

所 在		治山事業 施工地区数	主な工種	備 考
市町村	区域（林班）			
室蘭市	2217	1	本数調整伐	
登別市	2246・2249, 2361, 2363, 2387, 2388・2389, 2390, 2392	7	渓間工、山腹工、 本数調整伐	
伊達市	235, 252, 2403～2405, 2035	21	渓間工、 保安林管理道、 本数調整伐	
島牧村	3082, 3084, 3138, 3139, 3349, 3350, 3468・3470, 3497, 3505, 3509, 3510	12	渓間工、山腹工、 本数調整伐	
黒松内町	3035, 3050	2	山腹工、 本数調整伐	
留寿都村	312	1	本数調整伐	
喜茂別町	173・174, 175・176	2	渓間工	
俱知安町	13	1	渓間工	
共和町	1350	1	本数調整伐	
岩内町	1458, 1540	2	山腹工	
泊村	1204, 1215	2	渓間工、 本数調整伐	
神恵内村	1002, 1017, 1056・1062, 1083, 1176	5	渓間工、山腹工、 本数調整伐	
壮瞥町	2403, 2410～2413	14	渓間工、 保安林管理道	
洞爺湖町	2408～2410	7	渓間工	
合 計		78		

別表4 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
保安林	水源涵養	室蘭市	614.74			※保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。
		登別市	10,232.80			
		伊達市	15,410.14			
		島牧村	24,568.83			
		寿都町	1,203.90			
		黒松内町	2,396.02			
		留寿都村	434.21			
		喜茂別町	4,455.93			
		京極町	7,671.94			
		俱知安町	5,424.56			
		共和町	10,623.79			
		岩内町	2,588.05			
		泊村	5,655.41			
		神恵内村	7,677.19			
		壮瞥町	5,118.71			
		洞爺湖町	589.23			
	小計		104,665.45			
	土砂流出防備	伊達市	355.33			
		島牧村	7,433.32			
		寿都町	656.33			
		黒松内町	1,453.94			
		京極町	512.31			
		岩内町	913.96			
		神恵内村	3,487.72			
		壮瞥町	1,136.63			
		洞爺湖町	448.48			
	小計		16,398.02			
	土砂崩壊防備	伊達市	35.43			
		島牧村	461.25			
		岩内町	498.72			
		泊村	76.03			
		神恵内村	605.46			
	小計		1,676.89			
	防風	島牧村	43.51			
		黒松内町	59.25			
		俱知安町	20.08			
	小計		122.84			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考				
	市町村	区域		伐採方法	その他					
保安林	干害防備	島牧村	(147.39) 219.07 479.64 (147.39) 698.71 92.36 92.36 (1,894.97) (1,612.72) 13.89 (1,545.82) 178.59 (103.49) (1,492.24) (639.59) 0.01 (620.92) (172.81) 306.55 (1,375.18) 44.85 (157.84) 12.32 (9,615.58) 556.21 8.50 (381.44) (460.80) (842.24) 8.50 (10,605.21)	(147.39) 219.07 479.64 (147.39) 698.71 92.36 92.36 (1,894.97) (1,612.72) 13.89 (1,545.82) 178.59 (103.49) (1,492.24) (639.59) 0.01 (620.92) (172.81) 306.55 (1,375.18) 44.85 (157.84) 12.32 (9,615.58) 556.21 8.50 (381.44) (460.80) (842.24) 8.50 (10,605.21)	※森林の区域 (林班)は、 北海道森林管 理局計画課に 備え置く別冊 のとおりであ る。	※保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。				
		神恵内村								
	小計									
	魚つき	豊浦町								
	小計									
	保健	登別市								
		伊達市								
		島牧村								
		喜茂別町								
		京極町								
		俱知安町								
		共和町								
		神恵内村								
		壮瞥町								
		洞爺湖町								
	小計									
風致	室蘭市	室蘭市								
		壮瞥町								
		洞爺湖町								
	小計									
計										

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
砂防指定地	登別市	※森林の区域 (林班)は、 北海道森林管理局計画課に 備え置く別冊のとおりである。	(13.34)	択伐、禁伐		支笏洞爺国立公園
	伊達市		(0.28)			
	島牧村		4.03			
	京極町		(2.16)			
	共和町		0.28			
	泊村		(5.23)			
	神恵内村		(6.03)			
	壮瞥町		5.50			
	洞爺湖町		2.19			
	計		(20.55)			
国立公園	特別保護地区	登別市	0.29	※II 第6-1 ウの表による		
		伊達市	(75.06)			
		壮瞥町	12.33			
		洞爺湖町	(108.02)			
	第一種 特別地域	小計	33.13			
		登別市	(86.16)			
		壮瞥町	(160.20)			
	第二種 特別地域	洞爺湖町	(15.07)			
		小計	0.34			
		登別市	(369.45)			
		壮瞥町	33.47			
		洞爺湖町	(472.35)			
		小計	37.57			
		登別市	(468.81)			
		壮瞥町	11.12			
		洞爺湖町	(176.50)			
		小計	8.78			
		登別市	(1,117.66)			
		壮瞥町	57.47			
		洞爺湖町	(398.28)			
		小計	(883.75)			
		登別市	4.71			
		壮瞥町	(225.59)			
		洞爺湖町	1.61			
		小計	(1,507.62)			
			6.32			

種類		森林の所在		面積	施業方法		備考		
市町村	区域	伐採方法	その他						
国立公園	第三種特別地域	登別市	※森林の区域 (林班)は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	(1, 858. 21)	※II 第6-1 ウの表による	支笏洞爺国立公園	ニセコ積丹小樽海岸国定公園		
		壯瞥町		36. 66					
	小計			(301. 10)					
				0. 60					
国定公園	特別保護地区	俱知安町		(2, 159. 31)	※II 第6-1 ウの表による				
		共和町		37. 26					
		小計		(5, 154. 04)					
	第一種特別地域	俱知安町		134. 52					
		共和町		(84. 71)					
		岩内町		(47. 48)					
	第二種特別地域	小計		(132. 19)					
		共和町		(483. 88)					
		岩内町		31. 53					
	第三種特別地域	小計		(539. 39)					
		共和町		17. 57					
		岩内町		(425. 98)					
	小計	神恵内村		13. 85					
		共和町		(1, 449. 25)					
		岩内町		62. 95					
	小計	神恵内村		(92. 02)					
		共和町		(557. 80)					
		岩内町		0. 12					
	小計	小計		(172. 81)					
		俱知安町		(822. 63)					
		共和町		0. 12					
	小計	岩内町		(800. 77)					
		神恵内村		187. 85					
		小計		(719. 64)					
	小計	俱知安町		19. 27					
		共和町		(1, 833. 13)					
		岩内町		192. 58					
	小計	神恵内村		(1, 189. 38)					
		小計		13. 01					
		計		(4, 542. 92)					
				412. 71					
				(6, 946. 99)					
				475. 78					

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
道立 自然 公園	第一種 特別地域	島牧村	(6,742.92)			狩場茂津多道立自然公園 ※II 第6-1ウの表による
	小計		4.62			
	第二種 特別地域	島牧村	(6,742.92)			
	小計		4.62			
	第三種 特別地域	島牧村	(1,864.79)			
	小計		(1,864.79)			
	計		(3,802.79)			
	自然環境保全地 域特別地区	島牧村	37.39			
	計		(3,802.09)			
	鳥獣保護区 特別保護地区	登別市	37.39			
		黒松内町	(12,409.80)			※II 第6-1カによる
		共和町	42.01			
	計		(673.75)			
	史跡名勝 天然記念物	登別市	(673.75)			
	黒松内町	(44.04)			※II 第6-1オの表による	
	計		92.43			
			(43.53)			
	史跡名勝 天然記念物	登別市	(87.57)			※II 第6-1エの表による
	黒松内町	92.43				
	計		(185.87)			
			(92.43)			
			(278.30)			

注) ( ) 書の数値は重複制限林で外数である。

## (附) 參 考 資 料

## 1 森林計画区の概況

### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha

区分	区域面積 (A)	森林面積			森林比率 B/A	
		総数(B)	国有林	民有林		
総 数	364,219	268,549	129,713	138,837	74%	
市町村別内訳	室蘭市	8,065	2,599	625	1,975	32%
	登別市	21,211	15,619	10,449	5,170	74%
	伊達市	44,428	32,095	18,442	13,652	72%
	島牧村	43,726	40,825	33,221	7,604	93%
	寿都町	9,537	7,438	1,887	5,552	78%
	黒松内町	34,547	26,271	4,132	22,139	76%
	留寿都町	11,992	7,030	1,507	5,524	59%
	喜茂別町	18,951	14,608	4,506	10,101	77%
	京極町	23,161	18,114	8,200	9,913	78%
	俱知安町	26,124	16,991	5,779	11,212	65%
	共和町	30,496	20,614	10,661	9,953	68%
	岩内町	7,063	5,498	4,319	1,179	78%
	泊村	8,235	7,334	5,883	1,451	89%
	神恵内村	14,771	13,941	12,593	1,349	94%
	豊浦町	23,354	17,836	112	17,724	76%
	壮瞥町	20,504	13,586	6,335	7,251	66%
	洞爺湖町	18,054	8,150	1,062	7,088	45%

注1) 区域面積は「平成23年北海道統計書」、森林面積は「平成22年度北海道林業統計」による。

なお、森林面積(国有林)は、森林管理局所管国有林及びその他国有林である。

### (2) 地況

#### ア 気候

観測地	気温(°C)			年降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	風速(m/s)		風向	備考
	最高	最低	平均			最大	平均		
神恵内	32.2	-12.0	9.0	1,495	—	24.5	3.4	西	アメダス
共和	33.4	-16.4	8.7	1,037	108	17.7	3.4	北西	アメダス
俱知安	31.8	-21.7	7.3	1,716	228	21.4	3.2	西	気象台・測候所
寿都	30.4	-11.1	8.8	1,365	81	16.0	4.3	北西	気象台・測候所
蘭越	31.9	-20.3	7.7	1,224	148	13.6	1.9	西南西	アメダス
喜茂別	31.0	-31.8	5.9	1,295	160	10.2	1.5	西南西	アメダス
黒松内	31.3	-19.6	7.4	1,756	202	12.4	2.3	西北西	アメダス
桂台	—	—	—	484	—	—	—	—	アメダス
真狩	29.7	-20.2	6.1	1,181	—	12.2	1.8	南東	アメダス

注1) 気象庁HP「気象統計情報(<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)」検索結果による。

2) 気象データは2012年のデータである。

## イ 地 勢

### (ア)主な山岳

山岳名	標高(m)	所在等
狩 場 山	1,520	島牧村
幌 別 岳	892	寿都町、蘭越町
昆 布 岳	1,045	ニセコ町
羊 蹄 山	1,898	俱知安町、京極町、喜茂別町、真狩村、ニセコ町
尻 別 岳	1,107	喜茂別町、留寿都村、真狩村
無 意 根 山	1,464	京極町
ホ 口 ホ 口 山	1,322	伊達市

注) 北海道統計書(平成23年)による。

### (イ)主な河川等

河川名	主たる経過地	流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	備 考
尻 別 川	伊達市・俱知安町・蘭越町	126	1,640	一級河川
長 流 川	伊達市	47	473	二級河川
朱 太 川	黒松内町・寿都町	44	362	二級河川

注) 北海道統計書(平成23年)による。

湖沼名	所在地	面積 (km <sup>2</sup> )	備 考
洞 爺 湖	洞爺湖町・壯瞥町	70.74	

注) 北海道統計書(平成23年)による。

### (3) 土地利用の状況

単位 面積:ha

区分	総数	森林	農地			その他		
			計	うち田	うち畠			
総 数	294,159	124,570	38,579	6,056	27,482	5,041	131,010	
市町村別内訳	室蘭市	8,065	1,383	325	11	266	48	6,357
	登別市	21,211	14,773	1,107	-	744	363	5,331
	伊達市	44,428	7,717	5,600	448	3,980	1,172	31,111
	島牧村	9,564	4,596	615	70	341	204	4,353
	寿都町	9,537	1,063	733	33	388	312	7,741
	黒松内町	34,547	13,932	4,014	100	3,650	264	16,601
	留寿都町	11,992	6,362	3,095	0	2,702	393	2,535
	喜茂別町	13,561	6,276	1,482	8	1,472	2	5,803
	京極町	14,379	6,205	2,531	250	2,100	181	5,643
	俱知安町	17,465	6,852	4,788	1,295	3,233	260	5,825
	共和町	30,496	17,366	5,848	2,949	2,656	243	7,282
	岩内町	7,063	4,755	425	155	248	22	1,883
	泊村	8,235	7,052	213	-	213	0	970
	神恵内村	1,729	387	180	10	170	0	1,162
	豊浦町	23,354	14,192	3,075	230	1,782	1,063	6,087
	壮瞥町	20,479	7,017	1,567	284	1,153	130	11,895
	洞爺湖町	18,054	4,642	2,981	213	2,384	384	10,431

注1) 総数及び農地は「平成24年北海道統計書」、森林面積は「平成23年度北海道林業統計」による。

2) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

### (4) 産業別就業者数

単位 人数:人

区分	総数	第1次産業			第2次 産業	第3次 産業	分類不能 の産業	
		総数	農業・林業	漁業				
総 数	113,455	7,746	6,272	1,474	25,694	77,904	2,111	
市町村別内訳	室蘭市	39,545	374	205	169	10,443	27,314	1,414
	登別市	21,938	268	170	98	5,643	15,957	70
	伊達市	16,131	1,651	1,404	247	2,963	11,014	503
	島牧村	781	206	37	169	156	418	1
	寿都町	1,512	174	41	133	411	926	1
	黒松内町	1,406	229	227	2	206	971	-
	留寿都町	1,233	411	411	-	84	728	10
	喜茂別町	1,317	298	298	-	189	830	-
	京極町	2,076	356	355	1	703	1,016	1
	俱知安町	8,049	756	755	1	965	6,322	6
	共和町	3,300	938	934	4	588	1,762	12
	岩内町	6,627	257	129	128	2,031	4,274	65
	泊村	837	73	8	65	188	575	1
	神恵内村	492	103	2	101	76	313	-
	豊浦町	2,047	536	309	227	273	1,237	1
	壮瞥町	1,482	407	407	-	123	947	5
	洞爺湖町	4,682	709	580	129	652	3,300	21

注) 平成22年国勢調査による。

## 2 森林の現況

### (1) 齢級別森林資源表

森林計画区:002 後志胆振

区分		総数			1齡級			2齡級			3齡級			4齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積
総数	129,103.37	11,330	85	43.40			130.19			141.74			325.42			1
総数	116,542.88	11,330	85	43.40			130.19			141.74			325.42			1
針 広	23,777.14	2,231	52	33.67			61.03			71.83			62.23			
総数	92,765.74	9,099	33	9.73			69.16			69.91			263.19			1
針 広	16,465.03	1,534	48	37.33			86.28			38.22			36.86			
総数	16,087.25	1,500	48	33.67			54.66			38.22			36.86			
育成林	377.78	34	1	3.66			31.62									
育成林	16,320.48	1,511	48	23.03			58.28									
育成林	15,942.70	1,476	47	19.37			26.66									
育成林	377.78	34	1	3.66			31.62									
人工林	(125.15)															
育成林	144.55	23	1	14.30			28.00			38.22			33.55			
育成林	144.55	23	1	14.30			28.00			38.22			33.55			
立木地																
天然林	100,077.85	9,796	37	6.07			43.91			103.52			288.56			1
天然林	7,689.89	731	5				6.37			33.61			25.37			
天然林	92,387.96	9,064	32	6.07			37.54			69.91			263.19			1
育成林	10,597.60	581	9	6.07			42.07			103.52			288.56			
育成林	1,747.36	67	1				6.37			33.61			25.37			
天然林	8,850.24	514	8	6.07			35.70			69.91			263.19			1
天然林	89,480.25	9,215	28				1.84									
天然林	5,942.53	664	4													
育成林	83,537.72	8,551	25				1.84									
竹林																
無立木地	12,560.49															

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.( )は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:002 後志胆振

区分		5齡級			6齡級			7齡級			8齡級			9齡級		
	面積	面積	材積	成長量	面積	面積	材積	成長量	面積	面積	材積	成長量	面積	面積	材積	成長量
総数	1,548.50	14	1	1,479.41	88	7	1,863.42	118	7	2,865.64	173	7	5,014.41	310	10	
金針	1,548.50	14	1	1,479.41	88	7	1,863.42	118	7	2,865.64	173	7	5,014.41	310	10	
総数	264.76	8	1	1,055.32	83	7	1,470.85	109	7	2,189.08	153	7	3,608.85	243	9	
金針	1,283.74	6		424.09	5		392.57	9		676.56	21	1	1,405.56	67	1	
総数	94.88	8	1	963.61	83	7	1,384.85	107	7	2,051.45	152	7	3,204.73	244	9	
金針	93.13	8	1	959.56	83	7	1,384.85	107	7	2,040.97	151	7	3,112.60	231	9	
総数	1.75			4.05						10.48			92.13	13		
育成	81.56	7	1	963.61	83	7	1,384.85	107	7	2,050.08	151	7	3,193.93	242	9	
金針	79.81	7	1	959.56	83	7	1,384.85	107	7	2,039.60	151	7	3,101.80	229	9	
人工林	1.75			4.05						10.48			92.13	13		
立木地																
育成	13.32	1								1.37			10.80	2		
金針	13.32	1								1.37			10.80	2		
総数																
天然林	1,453.62	6		515.80	5		478.57	11		814.19	22	1	1,809.68	66	1	
育成	171.63			95.76			86.00	3		148.11	2		496.25	11		
金針	1,281.99	5		420.04	5		392.57	9		666.08	20	1	1,313.43	54	1	
育成																
竹林																
無立木地																

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.( )は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:002 後志胆振

單位 面積: $\text{ha}$  材積: $1\ 000\text{ m}^3$  立竹: $1\ 000$  重  
成量: $1\ 000\text{ m}^3$

区分	10齡級			11齡級			12齡級			13齡級			14齡級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積		
人工林	5,800.22	450	10	4,779.42	498	9	3,529.82	302	4	1,982.46	113	1	171.28	25		
	5,800.22	450	10	4,779.42	498	9	3,529.82	302	4	1,982.46	113	1	171.28	25		
	総数	5,800.22	450	10	4,779.42	498	9	3,529.82	302	4	1,982.46	113	1	171.28	25	
	総数	3,226.70	263	7	3,162.71	350	7	1,671.94	210	3	415.96	43	1	153.87	23	
	針 木	2,573.52	187	4	1,616.71	148	2	1,857.88	92	1	1,566.50	69	1	174.41	2	
	総数	2,994.68	251	6	2,941.42	335	6	1,659.17	209	3	266.23	37	1	157.88	23	
	針 木	2,884.30	245	6	2,921.74	331	6	1,577.64	201	3	251.86	35	1	153.87	23	
	総数	110.38	6	19.68	4	81.53	9	14.37	2	4	4.01	1	1	4.01	1	
	育 成	2,989.69	250	6	2,941.42	335	6	1,659.17	206	3	266.23	37	1	157.88	23	
	育 成	2,879.31	244	6	2,921.74	331	6	1,577.64	198	3	251.86	35	1	153.87	23	
天然林	110.38	6	19.68	4	81.53	9	14.37	2	4	4.01	1	1	4.01	1	1	4.01
	育 成	4.99	1			(26.43)										
	育 成	4.99	1													
	育 成	4.99	1													
	育 成	4.99	1													
立木地	総数	2,805.54	199	4	1,838.00	164	3	1,870.65	93	1	1,716.23	76	1	13.40	2	
	針 木	342.40	18	240.97	19	94.30	9	164.10	8	1	1,552.13	68	1	13.40	2	
	総数	2,463.14	181	4	1,597.03	145	2	1,776.35	84	1	1,552.13	68	1	13.40	2	
	育 成	2,463.14	181	4	1,597.03	145	2	1,776.35	84	1	1,552.13	68	1	13.40	2	
	育 成	2,463.14	181	4	1,597.03	145	2	1,776.35	84	1	1,552.13	68	1	13.40	2	
	育 成	2,463.14	181	4	1,597.03	145	2	1,776.35	84	1	1,552.13	68	1	13.40	2	
	育 成	2,463.14	181	4	1,597.03	145	2	1,776.35	84	1	1,552.13	68	1	13.40	2	
	育 成	2,463.14	181	4	1,597.03	145	2	1,776.35	84	1	1,552.13	68	1	13.40	2	
	育 成	2,463.14	181	4	1,597.03	145	2	1,776.35	84	1	1,552.13	68	1	13.40	2	
	育 成	2,463.14	181	4	1,597.03	145	2	1,776.35	84	1	1,552.13	68	1	13.40	2	
竹林	総数	2,532.70	189	4	1,558.01	152	2	509.10	55	1	97.40	10	1	13.40	2	
	針 木	322.41	17	232.59	18	63.17	7	12.03	2	1	85.37	8	1	13.40	2	
	総数	2,210.29	171	3	1,325.42	133	2	445.93	48	1	1,618.83	66	1	13.40	2	
	天然林	272.84	10	279.99	12	1,361.55	38	31.13	2	1	152.07	6	1	1,466.76	60	
	天然林	252.85	9	271.61	11	1,330.42	36	1	1,466.76	60	1	1,466.76	60	1	1,466.76	60

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの休分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.( )は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:002 後志胆振

区分		15齡級			16齡級			17齡級			18齡級			19齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数	2,085.09	205	1	2,103.11	181	1	287.63	23		2,618.18	253	1	5,384.02	462	2	
金針	2,085.09	205	1	2,103.11	181	1	287.63	23		2,618.18	253	1	5,384.02	462	2	
総数	180.14	33		132.68	15		98.02	16		281.77	40		252.06	23		
金針	1,904.95	172	1	1,970.43	166	1	189.61	7		2,336.41	213	1	5,131.96	438	2	
総数	145.79	28		51.00	10		95.33	15		171.36	25		40.35	3		
金針	144.45	28		50.72	10		95.33	15		168.86	24		40.35	3		
総数	1.34			0.28							2.50					
育成	145.79	24		51.00	8		95.33	12		171.36	19		40.35	3		
育成	144.45	24		50.72	8		95.33	12		168.86	19		40.35	3		
育成	1.34			0.28							2.50					
立木地	(26.05)			(10.95)			(24.93)			(32.19)						
育成	5			5		1				4		6				
金針	5			5		1				4		6				
立木地	5			5		1				4		6				
総数	1,939.30	176	1	2,052.11	171	1	192.30	7		2,446.82	228	1	5,343.67	459	2	
金針	35.69	4		81.96	5		2.69			112.91	15		211.71	20		
立木地	1,903.61	172	1	1,970.15	166	1	189.61	7		2,333.91	213	1	5,131.96	438	2	
育成	5			5		1										
天然林	39.10	7		6.37			7.05			5.20	2		5.64	1		
金針	6.39	2		6.28			2.59			0.42			0.94			
立木地	32.71	5		0.09			4.46			4.78	2		4.70	1		
育成	1,900.20	169	1	2,045.74	171	1	185.25	7		2,441.62	227	1	5,338.03	458	2	
天然林	29.30	3		75.68	5		0.10			112.49	15		210.77	20		
立木地	1,870.90	166	1	1,970.06	166	1	185.15	7		2,329.13	211	1	5,127.26	438	2	
竹林																
無立木地																

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.( )は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:002 後志胆振

単位 面積:ha、材積:1,000m<sup>3</sup>、立竹:1,000束、成長量:1,000m<sup>3</sup>

区分		20齡級		21齡級以上	
		面積	材積	面積	材積
総数		1,497.41	152	1	72,892.11
金針	総数	1,497.41	152	1	72,892.11
金針	計	23.34	2		5,360.33
計	計	1,474.07	150	1	67,531.78
計	計	2.72		40.89	3
計	計	2.72		40.89	3
育成林	育成林	2.72		40.89	3
人工林	人工林	2.72		40.89	3
立木地	立木地				
育成林	育成林				
天然林	天然林				
竹林	竹林				
無立木地	無立木地				

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.( )は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

森林計画区:002 後志胆振

区分		人工林			天然林			竹林			伐採跡地			未立木地			改植予定地			無立木地等			計					
		育成單層林			育成複層林			育成單層林			天然生林			計			伐採跡地			未立木地			改植予定地			無立木地等		
	面積	針 計	14,467.53	136.26	14,603.79			1,698.98	5,599.33	7,298.31		21,902.10																
	面積	広 計	348.63		348.63			8,668.71	81,654.05	90,322.76		90,671.39																
制限林	成長量	針 計	14,816.16	136.26	14,952.42			10,367.69	87,253.38	97,621.07		112,573.49																
制限林	材積	針 計	1,318,444	21,992	1,340,436			65,304	607,548	672,852		2,013,288																
制限林	成長量	針 計	1,349,893	21,992	1,371,885			502,756	8,332,656	8,835,412		8,866,861																
制限林	成長量	広 計	42,667.0	523.5	43,190.5			1,012.0	3,259.5	4,271.5		4,462.0																
普通林	成長量	針 計	714.9	714.9	714.9			7,735.7	23,894.5	31,630.2		32,345.1																
普通林	材積	針 計	43,381.9	523.5	43,905.4			8,747.7	27,154.0	35,901.7		35,901.7																
普通林	成長量	針 計	1,475.17	8.29	1,483.46			48.38	343.20	391.58		1,875.04																
普通林	材積	針 計	29.15		29.15			181.53	1,883.67	2,065.20		2,094.35																
普通林	成長量	針 計	1,504.32	8.29	1,512.61			229.91	2,226.87	2,456.78		3,969.39																
普通林	材積	針 計	158,051	1,141	159,192			2,041	56,527	58,568		217,760																
普通林	成長量	広 計	2,903		2,903			10,956	217,907	228,863		231,766																
普通林	材積	計	160,054	1,141	162,095			12,997	274,434	287,431		449,526																
成長量	面積	針 計	4,321.3	12.0	4,333.3			35.2	324.4	359.6		4,692.9																
成長量	面積	広 計	83.0		83.0			168.3	625.1	793.4		876.4																
成長量	面積	計	4,404.3	12.0	4,416.3			203.5	949.5	1,153.0		5,569.3																
成長量	面積	針 計	15,942.70	144.55	16,087.25			1,747.36	5,942.53	7,689.89		23,777.14																
成長量	面積	広 計	377.78		377.78			8,850.24	83,537.72	92,387.96		92,765.74																
成長量	面積	計	16,320.48	144.55	16,465.03			10,597.60	89,480.25	100,077.85		116,542.88																
成長量	材積	針 計	1,476,495	23,133	1,499,628			67,345	664,075	731,420		2,231,048																
成長量	材積	広 計	34,352		34,352			513,712	8,550,563	9,064,275		9,098,627																
成長量	計	1,510,847	23,133	1,553,980			581,057	9,214,638	9,795,695		11,329,675																	
成長量	計	針 計	46,988.3	535.5	47,523.8			1,047.2	3,583.9	4,631.1		52,154.9																
成長量	計	広 計	797.9		797.9			7,904.0	24,519.6	32,423.6		33,221.5																
	計	47,786.2	535.5	48,321.7			8,951.2	28,103.5	37,054.7		85,376.4																	

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていなさい。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表  
森林計画区:002 後志胆振

市町村	区分	人工林			天然林			竹林			伐採跡地未立木地			無立木地等			単位 面積:ha、材積:m <sup>3</sup> 成長量:m <sup>3</sup> /年
		育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	天然生林	計	計	計	伐採跡地未立木地	改植予定地	計	計	計		
室蘭市	面積	針 計	139.64	139.64			4.69	4.69	144.33								
	材積	針 計	139.64	139.64			391.90	391.90								87.01	
	成長量	針 計	22,068	22,068			396.59	396.59	536.23							623.24	
	面積	計 計	22,068	22,068			521	521	22,589							22,589	
	材積	計 計	22,068	22,068			39,108	39,108	39,108							39,108	
	成長量	計 計	1,090.4	1,090.4			39,629	39,629	61,697							61,697	
登別市	面積	針 計	1,090.4	1,090.4			4.8	4.8	1,095.2							1,095.2	
	材積	針 計	2,336.22	47.10	2,383.32		126.68	179.26	305.94							106.0	
	成長量	針 計	2,336.22	47.10	2,383.32		511.69	6,705.85	7,236.75							106.0	
	面積	計 計	19.21	19.21			638.37	6,885.11	7,523.48							1,201.2	
	材積	計 計	2,355.43	47.10	2,402.53		7.938	16,868	24,806							1,201.2	
	成長量	計 計	233,314	9,045	242,359		44,799	646,881	691,680							1,201.2	
伊達市	面積	針 計	785	785			52,737	663,749	716,486							692,465	
	材積	計 計	234,099	9,045	243,144		134.7	119.6	251.3							959,630	
	成長量	針 計	8,448.6	283.0	8,731.6		823.4	2,171.0	2,994.4							8,985.9	
	面積	計 計	23.3	23.3			958.1	2,290.6	3,248.7							3,017.7	
	材積	計 計	8,471.9	283.0	8,754.9		534.81	1,704.23	2,239.04							12,003.6	
	成長量	計 計	4,042.81	54.93	4,097.74		88.81	2,052.97	8,657.73	10,710.70						12,003.6	
島牧村	面積	針 計	88.81	88.81			2,587.78	10,361.96	12,949.74							1,307.50	
	材積	計 計	4,131.62	54.93	4,186.55		15,016	205,657	220,673							1,307.50	
	成長量	計 計	411,495	8,221	419,716		90.255	904,729	994,984							1,307.50	
	面積	計 計	8,162	8,162			105,271	1,110,386	1,215,657							1,307.50	
	材積	計 計	419,657	8,221	427,878		161,06	36,48	197.54							1,307.50	
	成長量	計 計	12,341.8	109.0	12,450.8		221.1	870.0	1,091.1							1,307.50	
	面積	針 計	12,583.5	109.0	12,692.5		1,609.0	1,502.2	3,111.2							1,307.50	
	材積	計 計	2,458.43	10.80	2,469.23		1,830.1	2,372.2	4,202.3							1,307.50	
	成長量	計 計	18.11	18.11			161.06									1,307.50	
	面積	計 計	2,476.54	10.80	2,487.34		1,315.77	24,260.87	25,576.64							1,307.50	
	材積	計 計	190,366	2,333	192,699		4,871	4,471	9,342							1,307.50	
	成長量	計 計	2,456	2,333	2,456		65,666	2,610,636	2,676,302							1,307.50	
	面積	針 計	192,822	2,333	195,155		70.537	2,615,107	2,685,644							2,880,799	
	材積	計 計	6,953.0	84.0	7,037.0		84.3	29.5	113.8							7,150.8	
	成長量	計 計	79.8	79.8			695.7	7,125.8	7,821.5							7,901.3	
	面積	計 計	7,032.8	84.0	7,116.8		780.0	7,155.3	7,935.3							15,052.1	
	材積	計 計	7,032.8	84.0	7,116.8											15,052.1	

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの面積については、本表の集計には含まれていません。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。

## 森林計画区:002 後志胆振

市町村	区分	人工林			天然林			竹林			伐採跡地未立木地			無立木地等		単位 面積:ha、材積:m <sup>3</sup> 成長量:年	
		育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	計	伐採跡地未立木地	改植予定地	計	林地以外の土地	計	計	計	計		
寿都町	面積	針 計	580.87 7.42	9.06 7.42	589.93 946.64	10.53 1,050.87	0.71 1,058.29	11.24 1,058.29	601.17 1,058.29	601.17 1,058.29							
	材積	針 計	588.29 63,702	9.06 1,079	597.35 64,781	114.76 179	947.35 48	1,062.11 227	1,659.46 85.817	1,659.46 85.817	224.99 85.817	224.99 85.817	1,884.45 65.008	1,884.45 65.008	1,884.45 65.008		
	成長量	針 計	1,685.4 1,195.73	23.4	1,708.8	64,781	6,543	79,274	85.817	85.817						150,825	
	面積	針 計	1,685.4 1,195.73	23.4	1,708.8	6,60	6,543	79,322	86,044	150,825						1,712.3	
	材積	針 計	1,685.4 1,195.73	23.4	1,708.8	6,60	6,60	96,21	2,235.24	2,331.45	2,338.05	2,338.05	2,338.05	2,338.05	2,338.05	356.0	
	成長量	針 計	1,202.33 101,097		1,202.33 101,097	101,097	115.18 92	2,240.93 662	2,356.11 754	3,558.44 101.851	447.51 101.851	447.51 101.851	447.51 101.851	447.51 101.851	4,005.95 101.851	4,005.95 101.851	
黒松内町	面積	針 計	315 101,412		315 101,412	315 101,412	3,099 3,191	248,613 249,275	251,712 252,466	252,027 353,878	252,027 353,878						
	材積	針 計	3,282.3 3,282.3		3,271.1 3,282.3	3,271.1 3,282.3	1.2 12.6	3,9 743.7	5.1 756.3	3,276.2 4,038.6	3,276.2 4,038.6						
	成長量	針 計	183.89 183.89		183.89 183.89	183.89 183.89	49.92 49.92	117.34 117.34	167.26 175.2	351.15 762.4	351.15 762.4						
	面積	針 計	3.09 186.98		3.09 186.98	3.09 186.98	200.18 250.10	923.38 1,040.72	1,123.56 1,290.82	1,126.65 1,477.80	1,126.65 1,477.80						
	材積	針 計	17,759 410		17,759 410	17,759 410	3,129 10,868	17,802 93,808	20,931 104,676	38,690 105,086	38,690 105,086						
	成長量	針 計	18,169 551.0		18,169 551.0	18,169 551.0	13,997 551.0	111,610 36.8	125,607 135.3	143,776 172.1	143,776 172.1						
喜茂別町	面積	針 計	9.9 560.9		9.9 560.9	9.9 560.9	148.6 185.4	259.1 394.4	407.7 579.8	417.6 1,140.7	417.6 1,140.7						
	材積	針 計	183.64 187.52		183.64 187.52	183.64 187.52	190.81 1,291.48	422.84 2,732.11	613.65 4,023.59	797.29 4,211.11	797.29 4,211.11						
	成長量	針 計	360 19,651		360 19,651	360 19,651	87.031 92,885	229,047 276,784	316,078 369,669	316,438 389,320	316,438 389,320						
	面積	針 計	7.1 413.4		7.1 413.4	7.1 413.4	93.6 406.3	215.7 309.3	715.6 1,412.4	715.6 1,412.4							
	材積	針 計	406.3 413.4		406.3 413.4	406.3 413.4	1,506.0 1,506.0	462.6 462.6	1,968.6 1,968.6	2,382.0 2,382.0	2,382.0 2,382.0						
	成長量	針 計															

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの面積については、本表の集計には含まれていません。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。

## 森林計画区:002 後志胆振

市町村	区分	人工林				天然林				立木地				無立木地等				単位 面積:ha、材積:m <sup>3</sup> 成長量:年
		育成單層林	育成複層林	計+	育成單層林	育成複層林	天然生林	計+	竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植地	予定地	林地以外の土地	計+		
京極町	面積	針 計	178.49	178.49	178.49	225.49	1,426.37	1,651.86	1,830.35	5,507.83					862.40	8,200.58		
	面積	広 計	26.29	26.29	26.29	1,234.70	4,246.84	5,481.54	7,338.18									
	材積	針 計	204.78	204.78		1,460.19	5,673.21	7,133.40	145.065									
	面積	針 計	12,823	12,823		12,095	132,970										157,888	
	材積	針 計	8,966	8,966		62,629	380,175	442,804									451,770	
	成長量	針 計	21,789	21,789		74,724	513,145	587,869									609,658	
俱知安町	面積	針 計	316.7	316.7		316.7	467.8	645.8	962.5								962.5	
	面積	広 計	42.8	42.8		1,105.4	359.1	1,464.5	1,507.3								1,507.3	
	材積	針 計	359.5	359.5		1,283.4	826.9	2,110.3	2,469.8								2,469.8	
	面積	針 計	146.10	146.10		76.27	184.91	261.18	407.28									
	面積	広 計	25.13	25.13		828.94	3,425.03	4,253.97	4,279.10									
	材積	針 計	171.23	171.23		905.21	3,609.94	4,515.15	4,686.38	1.00							979.41	
共和町	面積	針 計	13,671	13,671		3,358	22,231	25,589	39,260								39,260	
	面積	広 計	3,781	3,781		59,954	299,424	359,378	363,159								363,159	
	材積	針 計	17,452	17,452		63,312	321,655	384,967	402,419								402,419	
	成長量	針 計	144.4	144.4		54.3	162.4	216.7	361.1								361.1	
	面積	広 計	102.1	102.1		981.0	763.9	1,744.9	1,847.0								1,847.0	
	材積	針 計	246.5	246.5		1,035.3	926.3	1,961.6	2,208.1								2,208.1	
岩内町	面積	針 計	1,115.81	1,115.81		63.81	365.33	429.14	1,544.95								1,544.95	
	面積	広 計	114.59	114.59		624.30	7,786.85	8,411.15	8,525.74								8,525.74	
	材積	針 計	1,230.40	1,230.40		688.11	8,152.18	8,840.29	10,070.69								10,070.69	
	成長量	針 計	69,404	69,404		5,062	34,038	39,100	108,504								108,504	
	面積	広 計	7,149	7,149		44,315	802,939	847,254	854,403								854,403	
	材積	針 計	76,553	76,553		49,377	836,977	886,354	962,907								962,907	
後志町	面積	針 計	1,832.0	1,832.0		80.4	258.2	338.6	2,170.6								2,170.6	
	面積	広 計	226.0	226.0		514.0	3,370.2	3,884.2	4,110.2								4,110.2	
	材積	針 計	2,058.0	2,058.0		594.4	3,628.4	4,222.8	6,280.8								6,280.8	
	成長量	針 計	162.68	162.68		6,110	255.43	261.53	424.21								424.21	
	面積	広 計	162.68	162.68		51.72	3,269.97	3,321.69	3,321.69								3,321.69	
	材積	針 計	4,480	4,480		57.82	3,525.40	3,583.22	3,745.90								3,745.90	
岩内町	面積	針 計	4,480	4,480		339	25,244	25,583	30,063								30,063	
	材積	広 計	110.4	110.4		1,026	241,556	242,582	242,582								242,582	
	成長量	針 計	110.4	110.4		1,365	266,800	268,165	272,645								272,645	
(注)	1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていません。																	
	2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。																	

## 森林計画区:002 後志胆振

市町村	区分	立木地						無立木地等			計
		人工林		育成單層林		育成複層林		天然林	竹林	計	
		針	育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	天然生林	計	計	
泊村	面積	針	663.89	2.24	666.13	20.35	472.78	493.13	1,159.26		
	面積	広	8.63		8.63	102.58	4,441.55	4,544.13	4,552.76		
	計	針	672.52	2.24	674.76	122.93	4,914.33	5,037.26	5,712.02		
	材積	針	32.569		32.569	434	63.408	63.842	96.411		
	材積	広	258		258	1,599	558.270	559.869	560.127		
	計	針	32.827		32.827	2,033	621.678	623.711	656.538		
成長量	面積	針	1,808.1		1,808.1	7.7	475.1	482.8	2,290.9		
	面積	広	6.9		6.9	32.1	2,149.8	2,181.9	2,188.8		
	計	針	1,815.0		1,815.0	39.8	2,624.9	2,664.7	4,479.7		
	計	広	772.62		772.62	30.71	638.39	669.10	1,441.72		
	面積	針	18.02		18.02	136.16	10,193.88	10,330.04	10,348.06		
	面積	広				166.87	10,832.27	10,999.14	11,789.78		
神恵内村	面積	針	790.64		790.64	2,926	80.389	83.315	166.887		
	面積	広	83.572		83.572	9,778	1,033.461	1,043.239	1,043.440		
	計	針	201		201	12,704	1,113.850	1,126.554	1,210.327		
	計	広	83.773		83.773	51.3	573.0	624.3	3,719.3		
	成長量	針	3,095.0		3,095.0	6.7	190.9	3,827.0	4,017.9	4,024.6	
	成長量	広	6.7		6.7	3,101.7	242.2	4,400.0	4,642.2	7,743.9	
豊浦町	面積	針									
	面積	広									
	計	針									
	計	広									
	成長量	針									
	成長量	広									
壯瞥町	面積	針	38.00		38.00	1,739.16	168.92	35.05	203.97	1,943.13	
	面積	広	1,756.74		1,777.16	627.91	3,256.19	3,884.10	5,661.26	4,55	
	計	針	193.353		195.898	4,108	4,912	9,020	204.828		
	計	広	1,509		1,509	17,329	326,425	343,754	345,263		
	成長量	針	194.862		2,455	197,317	21,437	331,337	352,774	550,091	
	成長量	広	4,714.2		36.1	4,750.3	62.1	28.3	90.4	4,840.7	
(注)	計	針	40.4		40.4	183.4	560.5	743.9	784.3	784.3	
	計	広	4,754.6		36.1	4,790.7	245.5	588.8	834.3	5,625.0	5,625.0

1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていません。  
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。

## 森林計画区:002 後志胆振

市町村	区分	立木地				無立木地等				単位 面積:ha、材積:m <sup>3</sup> 、成長量:年
		育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	天然生林	計	伐採跡地	
洞爺湖町	針 面積 計	63.14		63.14		62.93	93.03	155.96	219.10	
	針 面積 計				192.19	446.02	638.21		638.21	
	針 面積 計	63.14		63.14	255.12	539.05	794.17	857.31		203.49
	針 面積 計	7,531		7,531	1,944	7,117	9,061	16,592		1,060.80
	針 面積 計	7,531		7,531	8,821	41,083	49,904	49,904		49,904
	針 面積 計	219.9		219.9	10,765	48,200	58,965	66,496		66,496
成長量	針 面積 計				33.7	29.9	63.6	283.5		283.5
	針 面積 計	219.9		219.9		111.1	61.4	172.5		172.5
	針 面積 計	15,942.70	144.55	16,087.25	1,747.36	5,942.53	7,689.89	23,777.14		456.0
森林計画計	面積 計	377.78		377.78	8,850.24	83,537.72	92,387.96	92,765.74		456.0
	針 面積 計	16,320.48	144.55	16,465.03	10,597.60	89,480.25	100,077.85	116,542.88	6.16	12,548.10
	針 面積 計	1,476.495	23.133	1,499.628	67.345	664.075	731.420			12,540.49
	針 面積 計	34,352		34,352	513,712	8,550,563	9,064,275			2,231,048
	針 面積 計	1,510,847	23,133	1,533,980	581,057	9,214,638	9,795,695			9,098,627
	針 面積 計	46,988.3	535.5	47,523.8	1,047.2	3,583.9	4,631.1			11,329,675
成長量	針 面積 計	797.9		797.9	7,904.0	24,519.6	32,423.6	33,221.5		52,154.9
	針 面積 計	47,786.2	535.5	48,321.7	8,951.2	28,103.5	37,054.7	85,376.4		33,221.5
										85,376.4

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

(4) 制限林の種類別面積

森林計画区:002 後志胆振

単位:ha

区分		宝蘭市	登別市	伊達市	島牧村	寿都町	黒松内町
水源から養保安林		614.74	10,232.80	15,410.14	24,568.83	1,203.90	2,396.02
土砂崩れ防備保安林				355.33	7,433.32	656.33	1,453.94
飛砂防護保安林				35.43	461.25		
防風保安林					43.51		55.25
水害防備保安林							
禦害防護保安林							
干害防備保安林							
防雪保安林							
防霧保安林							
なだれ防止保安林							
落石防止保安林							
防火保安林							
魚つき保安林							
航行目標保安林							
保健保安林							
画鋲保安林		8.50					
計		623.24	(1,894.97)	10,232.80	(1,612.72)	15,814.79	(1,693.21)
保安施設地区						32,904.57	3,905.21
砂防指定地							
特別保護地区							
第一種特別地域							
第二種特別地域							
第三種特別地域							
国							
立							
公園							
地種区分未定地域							
計							
特別保護地区							
第一種特別地域							
第二種特別地域							
第三種特別地域							
地種区分未定地域							
計							
国							
立							
公園							
自然環境保全地域							
自然環境保全地域特別地区							
都道府県自然環境保全地域特別地区							
鳥獣保護区特別保護地区							
緑地保全地区							
風致地区							
特別母樹林							
史跡名勝天然記念物							
種の保存法による管理地区							
その他							
合計		623.24	(4,975.08)	10,340.16	(1,699.16)	15,818.82	(14,778.92)
						32,946.86	1,860.23
						(92.43)	(92.43)
							4,001.64

## 森林計画区:002 後志胆振

単位:ha

区分		留寿都村		喜茂別町		京極町		俱知安町		市町村	
水源からの保安林		434.21		4,455.93		7,671.94		5,424.56		10,623.79	
土砂流出防護保安林				512.31							2,588.05
土砂崩れ防護保安林											913.96
飛砂防護保安林											498.72
防風保安林							20.08				
水害防護保安林											
震害防護保安林											
干害防護保安林											
防雪保安林											
防霧保安林											
伐たれ防止保安林											
落石防止保安林											
防火保安林											
魚つき保安林											
航行目標保安林											
保健保安林		(103.49)		(1,492.24)		(639.59)		0.01		(620.92)	
雨致保安林											
計		434.21	(103.49)	4,455.93	(1,492.24)	8,184.25	(639.59)	5,444.65	(620.92)	10,623.79	4,000.73
防火施設地区											
砂防指定地											
特別保護地区											
第一種特別地域											
第二種特別地域											
第三種特別地域											
地種区分未定地域											
計											
特別保護地区											
第一種特別地域											
第二種特別地域											
第三種特別地域											
地種区分未定地域											
計											
特別保護地区											
第一種特別地域											
第二種特別地域											
第三種特別地域											
地種区分未定地域											
計											
第一種特別地域											
第二種特別地域											
第三種特別地域											
地種区分未定地域											
計											
都道府県自然環境保全地域											
自然環境特別地区											
都道府県自然環境特別保護地区											
鳥獣保護区特別保護地区											
緑地保全地区											
風致地区											
特別母樹林											
史跡名勝天然記念物											
種の保存法による管理地区											
その他											
合計		434.21	(103.49)	4,455.93	(1,497.47)	8,184.25	(2,008.95)	5,664.09	(2,069.01)	10,660.63	(2,816.91)
											4,207.78

## 森林計画区:002 後志胆振

単位:ha

区分		泊村	神恵内村	豊浦町	北磐町	洞爺湖町	合計
保 安 林	水源力涵養保安林	5,655.41	7,677.19		5,118.71	589.23	104,665.45
	土砂流出防備保安林	76.03	3,487.72		1,136.63	448.48	16,398.02
	土砂崩壊防備保安林		605.46				1,676.89
	飛砂防備保安林						
	防風保安林						122.84
	水害防備保安林						
	漁害防備保安林						
	干害防備保安林						
	干害防備保安林						
	防火保安林	479.64					(147.39) 69.871
林	防雪保安林						
	防霧保安林						
	玄武岩防止保安林						
	落石防止保安林						
	防火保安林						
	魚つき保安林						
	航行目標保安林						
	保健保安林						
	風致保安林	(172.81)	306.55	(1,375.18)	44.85	(157.84)	12.32
	計	5,731.44	(172.81)	12,556.56	(381.44)	(460.80)	(9,615.58)
保安施設地区				92.36	(1,756.62)	6,300.19	8.50
砂防指定地		5.50		(20.55)	0.29	(27.47)	0.04
特別保護地区				(160.20)	(15.07)	(75.06)	12.33
第一種特別地域				(468.81)	11.12	(176.50)	0.34
第二種特別地域				(883.75)	4.71	(225.59)	(369.45)
第三種特別地域				(301.10)	0.60	(2,158.31)	33.47
地図区分未定地域							
計				(1,813.86)	16.43	(417.16)	10.73
特別保護地区						(5,154.04)	134.52
第一種特別地域						(132.19)	
第二種特別地域						(1,449.25)	62.95
第三種特別地域		(172.81)				(822.53)	0.12
公園		(1,189.38)	13.01			(4,542.32)	412.77
地図区分未定地域				(1,362.19)	13.01		
計						(6,946.99)	475.84
都道府県園立						(12,409.80)	4.201
自然環境保全地域						(6,742.92)	
原生自然環境保全地域特別地区						(1,864.79)	
都道府県自然環境保全地或特別保護地区						(3,802.99)	37.39
鳥獣保護区特別保護地区							
緑地保全地区							
風致地区							
特別母樹林							
史跡名勝天然記念物							
種の保存法による管理地区							
その他		5,736.94	(1,535.00)	12,571.76	92.36	(3,591.03)	1,060.80
合計							(36,230.72) 124,976.11

(5) 樹種別材積表

単位: m<sup>3</sup>

		人工林	天然林	無立木地	その他	計
針葉樹	カラマツ	308,411	25,502			333,913
	アカマツ		4			4
	トドマツ	1,156,947	451,947			1,608,894
	エゾマツ	15,961	251,605			267,566
	他針葉樹	18,309	2,362			20,671
	小計	1,499,628	731,420	0	0	2,231,048
広葉樹	ナラ類	82	550,855			550,937
	カンバ類	21,574	3,227,457			3,249,031
	カエデ類		813,251			813,251
	シナノキ		402,706			402,706
	タモ類	10,962	11,579			22,541
	他広葉樹	1,734	4,058,427			4,060,161
	小計	34,352	9,064,275	0	0	9,098,627
合計		1,533,980	9,795,695	0	0	11,329,675

(6) 荒廃地等の面積

単位:ha

市町村名	荒廃地
室蘭市	0.39
登別市	15.95
伊達市	161.65
島牧村	-
寿都町	-
黒松内町	-
留寿都町	-
喜茂別町	-
京極町	15.65
俱知安町	-
共和町	0.76
岩内町	5.54
泊村	-
神恵内村	-
豊浦町	-
壯瞥町	224.33
洞爺湖町	150.02
計	574.29

(7) 森林の被害

単位:ha

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総数	-	-	11

注) 北海道森林管理局事業統計書による。

### 3 林業の動向

#### (1) 森林組合及び生産森林組合の現況

##### ア 構 成

振興局	組合名	市町村 (地区)	組合員数 (人)	専従役員数 (人)	払込済 出資金 (千円)	組合員所有 森林面積 (ha)
	総 数		2,683	49	217,053	67,741
後志総合振興局	南しりべし森林組合	島牧村	719	9	104,839	22,827
		寿都町				
		黒松内町				
		蘭越町				
		ニセコ町				
	ようてい森林組合	真狩村	1,316	34	87,665	29,344
		留寿都村				
		喜茂別町				
		京極町				
		俱知安町				
		共和町				
		岩内町				
		泊村				
		神恵内村				
		積丹町				
胆振総合振興局	胆振西部森林組合	古平町	648	6	24,549	15,570
		仁木町				
		余市町				
		赤井川村				
		小樽市				
		豊浦町				
		洞爺湖町				
		壯瞥町				
		伊達市				

注) 森林組合一斉調査一覧(平成23年度)による。

##### イ 事業内容及び活動状況等

組合名	販売部門			購買部門		利用部門	
	販売 m <sup>3</sup>	林産 m <sup>3</sup>	加工 m <sup>3</sup>	購買苗木 (千本)	養苗苗木 (千本)	新植 (ha)	保育 (ha)
総 数	23,882	22,988	14,161	604	0	297	3,603
南しりべし森林組合	2,929	9,800	0	277	0	142	1,707
ようてい森林組合	20,953	13,188	14,161	327	0	155	1,896
胆振西部森林組合	0	0	0	0	0	0	0

注) 森林組合現況調査一覧(平成22年度)による。

(2) 林業事業体等の現況

単位:事業体

市町村	造林業	素材 生産業	木材・木製品製造業						
			製材	チップ	合单板	フローリング	集成材	プレカット	計
総 数	18	(10) 11	6	(6) 8	0	0	1	0	(16) 44
島 牧 村	1								1
寿 都 町									0
黒 松 内 町	1	(1) 1							(1) 2
蘭 越 町	5	(3) 3		1					(3) 9
ニ セ コ 町									0
真 狩 村									0
留 寿 都 村		(1) 1	1	(1) 1					(2) 3
喜 茂 別 町				1					1
京 極 町	2	1	1	(1) 1					(1) 5
俱 知 安 町	5	(4) 4	1	(1) 1					(5) 11
共 和 町									0
岩 内 町			1	(1) 1			1		(1) 3
泊 村									0
神 恵 内 村									0
豊 浦 町	2	(1) 1							(1) 3
洞 爺 湖 町			1	(1) 1					(1) 2
壯 肇 町	1		1	(1) 1					(1) 3
伊 達 市	1								1
登 別 市									0
室 蘭 市									0

注1) 北海道水産林務部林業木材課調べによる。

造林業及び素材生産業は平成22年度実績、木材・木製品製造業は平成23年度実績。

2) 素材生産業上段の( )は、森林組合を除いた事業体数の内数。

3) チップ上段の( )は、製材工場との兼業で内数。

(3) 林業労働力の概況

単位:人

	総就労者	林業 就労者
S50年	165,174	927
S55年	160,282	833
S60年	150,685	672
H 2年	145,131	507
H 7年	147,606	358
H12年	134,558	323
H17年	128,282	254
H22年	113,455	212

注) 平成22年度国勢調査報告による。

#### (4) 林業機械化の概況

単位 台数:台

機械種名		台数	説明
索道	重量式		素材の自重を利用して移送するもの
	動力式		動力を持って移動するもの
集材機	小型		10PS未満のもの
	大型		10PS以上のもの
モノケーブル			ジグザグ集材施設
リモコンワインチ	1		遠隔操作による小型可搬式木寄せ機
自走式搬器			架線上を走行し素材の巻き上げ及び移送を行う搬器
モノレール			跨座式及び懸垂式
小型運材車	6		20PS未満のもの
	14		20PS以上のもの
ホイールタイプトラクタ	12		素材等を牽引して集材等の作業に用いる(車輪式のもの)
クローラタイプトラクタ	59		ホイールトラクタと同じ作業に用いる(履帶式のもの)
育林用トラクタ	6		主として地拵え等の育林作業に用いる
フォークリフト	10		素材を所定の高さへ積み込み、巻立等の作業を行う
フォークローダ	11		土場等で素材の積み込み、巻立等の作業を行う
クレーン	運材機能なし	2	素材等の吊り上げ、積み込み、巻立等の作業のみを行うもの (トラッククレーン、ホイルクレーン、クローラクレーン)
	運材機能あり	12	クレーン作業と木材運搬を行うもの (クレーン付きトラック)
グラップル	運材機能なし	120	クレーンの先端部に材をつかむグラップルを装備 (グラップルローダ作業車)
	運材機能あり	1	グラップルローダによる作業と木材の運搬を行うもの (グラップルローダ付きトラック)
トラクタショベル	15		木材の搬出、育林作業等に係る土木用のもの
ショベル系掘削機械	34		木材の搬出、育林作業等に係る土木用のもの (バックホウ、パワーショベル等)
チエーンソー	317		伐倒、枝払い、造材作業、育林作業等に用いる
チエーンソーリモコン装置付			リモコンチエーンソー架台
刈払機	276		地拵え、下刈等に用いるもの(携帯式のもの)
植穴掘機	11		苗木を林地に植栽するのに用いるもの
動力枝打機	自動木登り式	9	自動木登り式のもの
	背負い式等	1	背負い式等の上記以外のもの
苗畑用トラクタ	29		苗畑において、耕うん、整地等に用いる
フェラーバンチャ	9		立木を伐倒、集積する自走式機械
スキッタ			牽引式集材専用のトラクタ
プロセッタ	8		枝払い、玉切りする自走式機械
ハーベスター	24		伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械
フォワーダ	8		積載式集材専用車両
タワーイヤーダ			元柱を具備した自走式集材機械
グラップルソー	10		巻立、玉切りする自走式機械
樹木粉碎機	12		伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械

注) 北海道水産林務部林業木材課調べ(平成24年3月31日現在)による。

#### 4 前期計画の実行状況

##### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積 : 千m<sup>3</sup>

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	15	105	120	5	127	132	33%	121%	110%
針葉樹	15	103	118	3	113	116	20%	110%	98%
広葉樹	0	2	2	2	14	16	-	700%	800%

注1) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H20～H24年度)である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

##### (2) 間伐面積

単位 面積:ha

計画	実行	実行歩合
9,414	4,321	46%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H20～H24年度)である。

##### (3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積:ha

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
0	1,058	-	0	25	-	0	1,033	-

注1) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H20～H24年度)である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

##### (4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長:km

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	5	4	80%	9箇所	6箇所	67%
うち林業専用道	-	-	-	-	-	-

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H20～H24年度)である。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

該当なし

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

主な工種	計画	実行	実行歩合
渓間工(箇所)	24	27	113%
山腹工(箇所)	15	23	153%
植栽工(ha)	-	-	-
本数調整伐(ha)	117	1,320	1,128%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H20～H24年度)である。

5 林地の異動状況(森林計画対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積:ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、 工場等建物 敷地及び その附帯地	採石採土地	その他	合計
				5	5

注1) その他の内訳は、河川用地・工事用地・防災用地・国道・道道への所管換えまたは売り払いである。

2) 異動面積は、前計画の前期分(H20～H24年度)である。

(2) 森林以外より森林への異動

該当なし

## 6 森林資源の推移

### (1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積:ha、材積:千m<sup>3</sup>

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総 数	総 数	144	144	152	169	178	172	174	151
		針葉樹	139	139	147	163	172	166	168	145
		広葉樹	5	5	6	6	6	6	6	6
	主 伐	総 数	30	55	59	70	75	80	91	81
		針葉樹	27	52	55	66	71	76	87	77
		広葉樹	3	3	3	4	4	4	4	4
	間 伐	総 数	114	89	93	99	103	92	84	70
		針葉樹	111	87	91	97	101	90	82	68
		広葉樹	3	2	2	2	2	2	2	2
造林面積	総 数	659	1,105	1,130	1,148	1,108	1,058	986	814	
	人 工 造 林	172	596	618	624	568	506	433	273	
	天 然 更新	487	509	511	524	539	552	553	542	

注) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(2) 分期別期首資源表

单位 面積:ha、材積:千m<sup>3</sup>

区分		面積						材積					
第 I 分期	人工林	総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上
		116,544	166	467	3,027	4,728	10,815	8,319	2,154	4,188	2,906	6,882	72,892
育成單層林	育成複層林	16,466	116	75	1,058	3,436	6,200	4,610	424	197	267	43	41
	育成複層林	16,321	81	3	1,045	3,435	6,184	4,602	424	197	267	43	41
天然林	育成單層林	145	35	72	13	1	16	8					23
	育成複層林	100,078	50	392	1,969	1,292	4,615	3,709	1,730	3,991	2,639	6,839	72,851
育成複層林	天然生林	10,598	48	392	1,969	1,261	4,342	2,067	111	45	12	6	343
	天然生林	89,481	2			31	273	1,642	1,619	3,946	2,627	6,833	72,508
													9,215

区分		面積						材積					
第 II 分期	人工林	総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上
		116,544	263	276	1,874	3,343	7,870	10,500	5,423	2,216	2,387	8,002	74,390
育成單層林	育成複層林	16,348	257	129	132	2,348	5,214	5,797	1,817	261	141	210	43
	育成複層林	15,997	48	58	85	2,348	5,202	5,792	1,809	261	141	210	43
天然林	育成單層林	351	209	71	47		12	5	8				24
	育成複層林	100,196	6	148	1,742	994	2,656	4,703	3,606	1,956	2,246	7,793	74,346
天然生林	天然生林	10,715	6	146	1,742	963	2,656	4,150	626	56	15	13	343
	天然生林	89,480	2			31		553	2,980	1,900	2,231	7,780	74,003
													9,313

区分		面積						材積					
第 III 分期	人工林	総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上
		116,544	828	166	467	3,028	4,665	10,683	7,801	2,082	4,150	2,900	79,774
育成單層林	育成複層林	16,212	828	116	75	1,058	3,351	5,944	4,000	342	157	258	82
	育成複層林	15,399	159	81	3	1,045	3,350	5,929	3,992	342	157	258	82
天然林	育成單層林	813	669	35	72	13	1	15	8				27
	育成複層林	100,332	0	50	392	1,969	1,313	4,739	3,802	1,740	3,993	2,642	79,691
天然生林	天然生林	10,856	48	392	1,969	1,282	4,466	2,160	121	49	18	350	684
	天然生林	89,476	2			31	273	1,642	1,619	3,944	2,624	79,341	9,408

単位 面積:ha、材積:千m<sup>3</sup>

区分		面積						材積				
	総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上
第IV分類	総数	116,544	1,215	263	276	1,874	3,268	7,722	9,795	5,173	2,188	2,380
	人工林	16,068	1,214	257	129	132	2,260	4,962	4,977	1,527	227	135
	育成單層林	14,842	339	48	58	85	2,260	4,950	4,972	1,520	227	135
	育成複層林	1,226	875	209	71	47		12	5	7		45
天然林	総数	100,476	0	6	148	1,742	1,008	2,760	4,819	3,645	1,961	2,245
	育成單層林	0										
	育成複層林	11,004		6	146	1,742	977	2,760	4,266	665	63	18
	天然生林	89,471			2		31		553	2,980	1,898	2,227

区分		面積						材積				
	総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上
第V分類	総数	116,544	1,242	828	166	467	3,003	4,541	10,083	7,351	2,054	4,135
	人工林	15,913	1,242	828	116	75	1,024	3,151	5,225	3,463	307	147
	育成單層林	14,350	492	159	81	3	1,011	3,150	5,210	3,456	307	147
	育成複層林	1,563	750	669	35	72	13	1	15	7		75
天然林	総数	100,631	0	0	50	392	1,979	1,389	4,859	3,888	1,747	3,988
	育成單層林	0										
	育成複層林	11,164		48	392	1,979	1,358	4,586	2,246	128	52	374
	天然生林	89,468			2		31	273	1,642	1,619	3,936	81,965

区分		面積						材積				
	総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上
第VI分類	総数	116,544	1,192	1,215	263	276	1,870	3,188	7,227	9,319	5,051	2,176
	人工林	15,751	1,193	1,214	257	129	127	2,121	4,346	4,400	1,375	214
	育成單層林	13,933	600	339	48	58	80	2,121	4,334	4,395	1,368	214
	育成複層林	1,818	593	875	209	71	47	12	5	7		133
天然林	総数	100,793	0	0	6	148	1,743	1,067	2,881	4,920	3,676	1,962
	育成單層林	0										
	育成複層林	11,329		6	146	1,743	1,036	2,881	4,367	697	67	387
	天然生林	89,464			2		31	273	1,642	1,619	3,936	81,965

単位 面積:ha、材積:千m<sup>3</sup>

区分		面積						面積				材積	
	総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	
第VII分期	人工林	116,544	1,074	1,242	828	166	467	2,986	4,192	9,642	7,099	2,041	86,807
	育成單層林	15,585	1,074	1,242	828	116	74	974	2,692	4,677	3,143	291	471
	育成複層林	13,584	635	492	159	81	3	961	2,691	4,662	3,136	291	471
	天然林	2,001	439	750	669	35	71	13	1	15	7		230
	育成單層林	100,959	0	0	0	50	392	2,012	1,499	4,965	3,955	1,750	86,335
	育成複層林	11,498				48	392	2,012	1,468	4,692	2,315	134	436
	天然生林	89,461				2			31	273	1,640	1,616	85,899
													9,783

区分		面積						面積				材積	
	総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	
第VIII分期	人工林	116,544	939	1,192	1,215	263	276	1,877	2,970	6,862	9,008	4,999	86,942
	育成單層林	15,424	939	1,193	1,214	257	128	119	1,809	3,881	4,003	1,302	577
	育成複層林	13,302	634	600	339	48	58	73	1,809	3,870	3,998	1,295	577
	天然林	2,121	305	593	875	209	70	46		11	5	7	350
	育成單層林	101,120	0	0	0	6	148	1,757	1,161	2,981	5,006	3,697	86,365
	育成複層林	11,663				6	146	1,757	1,130	2,981	4,453	724	466
	天然生林	89,458				2		31		553	2,973	85,899	9,878

区分		面積						面積				材積	
	総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	
第IX分期	人工林	116,544	742	1,074	1,242	828	165	472	2,915	3,930	9,313	7,016	88,847
	育成單層林	15,276	742	1,074	1,242	828	114	73	836	2,362	4,256	3,002	748
	育成複層林	13,086	550	635	492	159	80	3	823	2,361	4,241	2,995	748
	天然林	2,191	192	439	750	669	34	70	13	1	15	7	503
	育成單層林	101,267	0	0	0	0	51	399	2,080	1,568	5,058	4,014	88,099
	育成複層林	11,812				6	49	399	2,080	1,537	4,785	2,377	586
	天然生林	89,456				2		31		273	1,637	87,513	9,975